

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における特例措置【国税】 【新設・延長・拡充】 (国税8)(法人税:義)
2	要望の内容 (情報通信産業振興地域) ①対象事業の見直し ・情報通信産業へのインターネット付随サービス業(ASP等)の追加 ・情報通信技術利用事業へのBPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)の追加 ②投資税額控除の拡充 ・控除率の拡大 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15% ・建物と建物付属設備同時取得要件の廃止 ・投資税額控除の法人税額20%限度要件の撤廃 ・最低取得価格の引下げ 1000万円以上⇒機械等・280万円以上、建物等・500万円以上 ・取得価格上限(20億円)の緩和 ③特別償却の新設(投資税額控除との選択制) ・償却率 機械等・50%、建物等・25% ・建物と建物付属設備の別取得の適用 (情報通信産業特別地区) ①対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。 ②対象業種として、バックアップセンター、セキュリティデータセンター(個人情報保護データセンター等)等を追加 ③対象地域として、うるま市を追加。 ④適用対象法人の要件緩和 ・「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。 ・「専ら」要件を緩和。 ⑤所得控除率の拡大 35%⇒55%
3	担当部局 総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄国際情報特区構想推進室
4	評価実施時期 平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 平成10年 情報通信産業振興地域 創設 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信業特別地区における認定法人の所得控除等の5年間延長及び拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上)
6	適用又は延長期間 5年間延長(平成24年4月1日から平成29年3月31日まで)
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 情報通信技術は、距離や時間を超越してヒト、モノ、カネ、情報を結びつけることが可能であり、島しょ県である沖縄において大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくいことから、情報通信関連産業は、観光産業に続く沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野である。これまで、労働集約型のコールセンターの集積が進んできたが、今後は、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)関連企業の更なる集積など一層の高付加価値化への取組が急務であり、沖縄の自立的経済の構築にとって必要不可欠である。 近年、アジア諸国の成長が著しく、クラウドコンピューティングやオフショアリングなど新たな分野の発展も背景として、アジアに近い沖縄の地理的特性は改めて注目されている。今後、我が国の産業がアジアをはじめとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は大きく、沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントとなる。 《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

	② 政策体系における政策目的の位置付け	24年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画（平成19年総務省訓令第60号）】 V. 情報通信（ICT政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進																			
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成を図ることを目標とする。特に、情報通信関連産業の集積は、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、他の産業の高度化・多様化への波及効果によって、産業振興に寄与することが期待できる。</p> <p>そのため、本制度では、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における企業の集積（進出企業数）及び同企業等の進出によって生じる雇用者数を測定指標として制度を評価する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>平成33年度 達成目標</p> <p>○情報通信産業就業者数 5.5万人雇用 （平成22年度時点で25,339人の実績）</p> <p>○企業誘致数 300社 （平成24年から）</p> <p>なお、本制度は、沖縄振興特別措置法に基づき制度化されており、同措置法の時限期間である10年間を目標時期としている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																			
8 有効性等	① 適用数等	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等</p> <p>・平成14～21年度 累計20件</p> <p>近年の実績（過去5年間）</p> <table border="1" data-bbox="507 1294 1428 1482"> <tr> <td rowspan="2">投資 税額 控除</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td rowspan="2">累計</td> </tr> <tr> <td colspan="5">免除額(件数)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>408(5)</td> <td>458(6)</td> <td>2(2)</td> <td>248(1)</td> <td>271(1)</td> <td>2,324 (20)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">額単位 百万円</p> <p>・平成33年度までに 累計36件適用見込み</p>	投資 税額 控除	H17	H18	H19	H20	H21	累計	免除額(件数)						408(5)	458(6)	2(2)	248(1)	271(1)	2,324 (20)
投資 税額 控除	H17	H18		H19	H20	H21	累計														
	免除額(件数)																				
	408(5)	458(6)	2(2)	248(1)	271(1)	2,324 (20)															
	② 減収額	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における事業所税等地方税の適用実績等</p> <p>・平成14～21年度 累計 2,324百万円</p> <p>近年の実績（過去5年間）【適用数の項から再掲】</p> <table border="1" data-bbox="507 1742 1428 1930"> <tr> <td rowspan="2">投資 税額 控除</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td rowspan="2">累計</td> </tr> <tr> <td colspan="5">免除額(件数)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>408(5)</td> <td>458(6)</td> <td>272(2)</td> <td>24(1)</td> <td>271(1)</td> <td>2,324 (20)</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">額単位 百万円</p> <p>・平成33年度までに 累計5,500百万円適用見込み</p>	投資 税額 控除	H17	H18	H19	H20	H21	累計	免除額(件数)						408(5)	458(6)	272(2)	24(1)	271(1)	2,324 (20)
投資 税額 控除	H17	H18		H19	H20	H21	累計														
	免除額(件数)																				
	408(5)	458(6)	272(2)	24(1)	271(1)	2,324 (20)															

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <p>本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <p>平成23年1月時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は216社であり、平成23年度目標の200社を達成している。</p> <p>また、進出企業による雇用者数が20,212人に達している。一方で、平成23年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は33,700人であるのに対して平成22年度時点での県内実績は25,339人となっている。しかし、現在の数値目標が平成20年3月に22,400人から上方修正された目標であり、かつ、同年9月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <p>効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。</p> <hr/> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 （分析対象期間：平成10年～平成23年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報通信産業に係る県内総生産の増加 1,391億円（平成12年度） → 2,252億円（平成18年度）</li> <li>○雇用者数の増加 8,600人（平成12年度） → 25,339人（平成22年度）</li> <li>○県外からの誘致企業数（累計） 54社（平成14年7月末） → 216社（平成22年度）</li> </ul>
<p>9 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄特別措置法（法第31条 課税の特例等）に明示されているものである。</p> <p>さらに、情報通信関連企業のほとんどがインキュベーション施設等の建物を賃借しており、また、自社の業務にあわせた建物のカスタマイズが必要となるため、建物と附属設備の同時取得要件を緩和することが合理的であるなど、今回の税制要望による拡充を図るべきものである。</p> <hr/> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算措置等直接的な重複はないが、必要に応じて予算措置と税制制度の役割分担によって、企業立地促進及び立地企業振興の双方によって産業振興を図る。税制が、課税の対象となる法人全般に対して影響を与えるに対して、予算措置は、実施時点における政策の優先順位によって特定の分野に対して行われる。その相乗効果をもって情報通信産業分野に振興を図り、沖縄県の自立的経済の構築に資するものである。</p> <hr/> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置の要望は、沖縄県から提出されたものであり、本措置の実現により、沖縄県内の産業が活性化され、沖縄県及び県内の地方公共団体の税収の増加をもたらすと考えられる。</p>

<p>10 有識者の見解</p>	<p>沖縄振興審議会総合部会専門委員会報告：沖縄の振興についての調査審議結果報告（平成23年7月報告） （報告抜粋）</p> <p>Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって健闘すべき課題と方向性</p> <p>1. アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>「情報通信関連産業は、島しょ県である沖縄県においても、大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくく、観光産業に続く<u>沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野である。</u>」</p> <p>「今後、我が国産業がアジアを始めとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は極めて大きく、<u>沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントになる</u>」等の提言を受けている。</p> <p>沖縄振興審議会は、沖縄振興特別措置法により設置が定められており、他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するとともに、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることを所掌事務とし、沖縄県知事、議会関係者、学識経験者により組織されている。なお、専門委員会報告は、平成23年7月に開催された同審議会において了承されているものである。</p>
<p>11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>—</p>